

福祉病院事業法人に係る証明

(規則第 6 条 4 号用)

厚生労働大臣が証明する基準

事業等要件 (法人税法施行規則第 6 条第 4 号)

- 次のいずれかに該当すること。

- 《イ又はロ又はハに該当》かつ《二に該当》
- 《ホに該当》

イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 22 条第 1 号及び第 4 号から第 9 号まで（地域医療支援病院の施設の基準）に掲げる施設のすべてを有していること。

ロ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 2 号（医師国家試験の受験資格）若しくは歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 11 条第 2 号（歯科医師国家試験の受験資格）に規定する実地修練又は医師法第 16 条の 2 第 1 項（臨床研修）に規定する臨床研修を行うための施設を有していること。（次の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院
- ② 医師法施行規則第 11 条における厚生労働大臣の指定した病院
- ③ 臨床研修病院としての指定を受けている病院

ハ 厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士若しくは視能訓練士の養成所を有し、又は医学若しくは歯学に関する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）の規定による大学及び旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）の規定による専門学校を含む。）の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師若しくは歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師若しくは歯科医師の再教育（再教育を受ける医師若しくは歯科医師に対して報酬を支給しないものに限る。）を行っていること。（次のいずれかに該当すること。）

- ① 保健師、助産師、看護師（准看護師を含む。）、診療放射線技師、歯科衛生士、歯

科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成所を有すること。

- ② 大学の教職の経験若しくは担当診療科に関し 5 年以上の経験を有する医師又は歯科医師を指導医として、常時 3 人以上の医師又は歯科医師の再教育を行っていること。

二 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 15 条（医療扶助）若しくは第 16 条（出産扶助）に規定する扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定により算定される額及び同法第 85 条第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の 10 分の 1 に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数が取扱患者の総延数の 10 分の 1 以上であること。

ホ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 69 条第 1 項（第 2 種社会福祉事業開始の届出）の規定により同法第 2 条第 3 項第 9 号（無料又は低額な料金による診療事業）に掲げる事業を行う旨の届出をし、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従って当該事業を行っていること。